

構成施策④ 軽費老人ホームの整備等

- 軽費老人ホーム※（ケアハウス※）は、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が、低額な料金で入所できる施設です。新設やケアハウスへの建て替えによる整備の場合には、介護保険の適用を受ける混合型特定施設への転換を促進します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 （年度） （実績）	2022 （実績）	2023 （見込み）	2024 （令和6）	2025 （令和7）	2026 （令和8）
軽費老人ホームの定員数	2,135 床	2,135 床	調整中			
うちケアハウス	1,501 床	1,501 床				

構成施策⑤ 養護老人ホームの整備等

- 養護老人ホーム※は、65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が老人福祉法に基づく市町村の措置により入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設です。地域の実情や県内各高齢者保健福祉圏域のバランスを勘案しながら、市町村及び圏域で必要な入所定員数を確保するとともに、老朽化した施設の建て替え等について検討を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 （年度） （実績）	2022 （実績）	2023 （見込み）	2024 （令和6）	2025 （令和7）	2026 （令和8）
養護老人ホームの定員数	1,335 床	1,335 床	調整中			
生活支援ハウス※の定員数	15 床	15 床	調整中			

主要施策2 施設におけるサービスの質の向上

施設においては、できる限り在宅に近い居住環境の下で、高齢者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重し、入所者相互が社会的関係を築きながら日常生活を営むことができる適切なケアを提供することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 個別ケアを基本とするユニット型の施設の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束の廃止などサービスの質の向上に向けた取組を進めます。

構成施策① 特別養護老人ホームの居住環境の改善

- 入所者のケアの充実及び居住環境の向上を図るため、特別養護老人ホームの新たな整備については、ユニット型を推進していきます。
- 市町村や施設に対し、特別養護老人ホームのユニット化への支援をするほか、老朽化した施設の耐震化やプライバシー保護のための改修など、サービスの向上と居住環境の改善に向けた取組を進めます。
- ユニットケア^{*}の効果を生かした個別ケアが実践されるためには、ユニットケアの意義、環境整備、管理方法等に関して理解することが重要であることから、施設管理者やユニットリーダーに対するユニットケア施設研修などを行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
211	高齢者施設改修費補助 (県・市町村)	入所者の自立した生活を支援するため、特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修費用に対して補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
高齢者施設改修費補助金による整備事業所数	17事業所	11事業所	調整中		

構成施策② 拘束なき介護の取組の推進(再掲)

- 緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束は許されません。拘束のない介護の取組の推進を図るため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する研修を実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護保険施設における看護職員研修(県)	68	55
「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」の運営(県)	69	56
高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修(県)		57
認知症介護研修事業(県)	117	156

構成施策③ 介護サービス評価制度の普及（再掲）

- 介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
福祉サービス第三者評価推進事業(民間)	131	166

構成施策④ 質の高い介護サービス事業所の認証・表彰

- 介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所を優良介護サービス事業所「かながわ認証」として認証します。また、認証を受けた事業所のうち、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を「かながわベスト介護セレクト20」として表彰します。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
かながわベスト介護セレクト20 及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」(県)	139	194

主要施策3 介護サービス事業所における災害や感染症への対応力の強化

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等により高齢者福祉施設が被害を受ける例が全国各地で発生しており、高齢者福祉施設等の災害対策の整備が喫緊の課題となっています。

また、高齢者は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高いことから、感染症対策の充実が求められています。

主要施策の方向

- ◇ 浸水や土砂災害等の災害を想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施、災害に備えた設備整備を進めます。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に対し、感染症対策研修の実施など、施設の感染症対策への支援を進めます。

構成施策① 高齢者福祉施設等における防火対策の推進及び防災体制の強化

- 国が作成したマニュアル等を活用し、火災や水害・土砂災害等の災害が発生した際に適切な避難行動がとれるよう、高齢者福祉施設等における避難確保計画の策定や避難訓練の実施などの防火・防災体制の強化等の取組を支援します。
- 災害による停電・断水時にも高齢者福祉施設等の機能を維持し、サービス提供に支障を来さないよう、非常用の給水設備や非常用自家発電設備の設置等を支援します。また、消防用設備の適正な設置の促進に努めます。
- 災害等が発生した際に、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制の構築を支援するため、介護施設等を対象とした業務継続計画（BCP）の作成・訓練等に係る研修等を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
212	給水設備等整備補助事業(県)	高齢者福祉施設の給水設備、非常用自家発電設備の整備等に必要なる費用を補助します。
213	介護施設等防災リーダー養成研修等の実施(県)	介護施設等を対象とした業務継続計画(BCP)の作成・訓練等に係る研修等を行い、災害や感染症等が発生した場合にあっても、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制の構築を支援します。

構成施策② 災害発生時の被災状況把握のための体制整備及び被災施設に対する支援

- 災害が発生した際、高齢者福祉施設等の被災状況について、市町村と連携して報告体制を整備するとともに、定期的に被災状況報告訓練を行い、速やかな被災状況の把握に向けた取組を進めます。
- 福祉関係団体等を構成員とするかながわ災害福祉広域支援ネットワークにおいて、災害発生時に団体間の相互支援が円滑に行われるよう、ネットワーク構成団体の連携強化を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
214	災害時被災状況報告システムの運用(県)	災害時に高齢者福祉施設等から県に被災状況を報告する「災害時被災状況報告システム」を整備、運用するとともに、市町村も交えた被害状況報告訓練を実施します。
215	かながわ災害福祉広域支援ネットワークの取組(県、団体)	大規模災害発生に備え、高齢者や障害者等の要配慮者を支援するため、ネットワーク構成団体との連絡会等を開催し、連携の強化を図ります。

構成施策③ 高齢者福祉施設等の感染症対策の充実

- 高齢者福祉施設等で働く職員を対象とした研修を実施し、感染症防止対策の周知徹底を図ります。
- 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、令和3年度介護報酬改定により高齢者福祉施設等の業務継続計画（BCP）の策定等が義務付けられたことを踏まえ、「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドライン」の周知や作成・訓練等に係る研修等を行うなど、計画作成を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
216	高齢者福祉施設等職員向け感染症防止対策研修等の実施(県)	高齢者福祉施設等で働く職員を対象とした感染症防止対策の研修や動画配信等を行い、感染の拡大防止を図ります。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護施設等防災リーダー養成研修等の実施(県)	150	213

柱4 介護現場の革新

現状と課題

- 少子高齢社会の進展と、生産年齢人口の減少により、働き手の確保が一層厳しくなる中で、高齢化に伴う介護ニーズが増大することが予想されており、大きな社会構造の变革期を迎えています。
- こうしたなか、介護事業所が地域における介護サービス提供の基盤としての役割を果たし続けるため、介護現場の持続可能性を高める見直しや、業務改善の取組を続ける必要があります。
- 介護現場の大きな課題として、介護職員の負担軽減、介護の質の向上、介護現場の業務効率化が挙げられ、介護ロボットやICTといったテクノロジーを活用し、デジタル化を推進することは、こうした課題への有効な解決策となり得ます。
- 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため介護現場の業務の効率化は急務であり、文書に係る負担軽減の取組が必要です。

目指すべき方向性

- 介護職員の負担軽減のため、介護事業所に対し、現場のニーズに即した介護ロボット・ICT導入の普及推進を図ります。
- 介護の質の向上を目指し、エビデンスに基づく介護サービスを提供し、介護現場のデジタル化を推進するため、介護事業所のICT化や介護ロボットの導入の推進に取り組みます。
- ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

指標

	指標	現状	目標
	介護報酬において、データに基づき質の高いサービスを提供する事業所が取得する「科学的介護推進体制加算」の取得率	2023年 51.4% (令和5年)	2026年 62.0% (令和8年)
指標の考え方	質の高い介護サービスの提供を推進するためには、エビデンスに基づく介護を実践してもらう必要があります。そのため、国が推進する科学的介護情報システム(LIFE)を活用した、エビデンスに基づく介護サービスの質の向上の取組を進めることで、事業所が得られる加算の取得率を、ICT導入経費の補助や介護生産性の向上に取り組むことで年3.5%ずつ向上させ、2026年に62.0%とすることを目標とします。		

主要施策 1 介護現場の生産性向上

介護ロボット・ICTを導入することで、介護職員の身体的・精神的負担軽減を図り、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、利用者と介護者の触れ合う時間や利用者の安心感が増すよう取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護現場の生産性向上を図るため、介護ロボット・ICTの導入を促進し、職務環境の改善、介護職員の負担軽減に努めます。
- ◇ 介護職員が介護サービスの提供に集中するため、事業所の指定、更新の申請や各種届出等の行政文書の標準化、簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

構成施策① 介護ロボット・ICTの導入推進

- 介護現場の職務環境の改善や、職員の負担軽減のため、ロボット企業に対し現場ニーズに沿った開発を促すとともに、介護現場に対しては、円滑な導入に向けたサポートを行うことで、介護ロボット・ICTの導入を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
217	介護ロボット普及推進事業(県)	介護サービス事業所等で、効率化や負担軽減などの効果がある介護ロボットの導入経費を補助します。 機器の普及を推進するため、介護ロボット公開事業所を位置付け評価内容を製造元へフィードバックするとともに、オンラインなどによる視察・見学、導入効果を情報交換するセミナーなどを開催します。
218	ICT導入支援事業(県)	介護現場におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務まで一貫して行うことができる介護ソフトやタブレット端末等の購入経費等を補助します。 また、介護事業所の規模や実態にあったソフトウェア等の導入や、ICTの利活用に関する助言や指導を行います。
219	ロボット普及・浸透推進事業費(県)	様々な生活支援ロボットの体験を通じて、その有効性を実感してもらい、安心してロボットを導入できるよう、一定期間ロボットを貸与する取組を行います。
220	ロボット実装促進事業	ロボットの実用化と普及を促進するため、「ロボット実装促進センター」を設置し、ロボットの活用が進んでいない介護施設や医療施設等に対して、その施設の課題を解決できるロボットとのマッチング及び実装をワンストップで支援します。併せて、より多くの現場のニーズに即したロボットの改良・開発を支援します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護施設等への介護ロボット導入支援補助金による累計導入台数	2,219 台	2,312 台	調整中		
ICT導入支援補助金による導入事業所数	266 事業所	256 事業所	調整中		

構成施策② 文書負担軽減の取組

- 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。
- 押印の廃止、添付書類の簡素化、郵送や電子メール等対面によらない手続き等、文書の簡素化、標準化を推進し、申請・届出の見直しを引き続き検討・実施します。
- ウェブ入力や電子申請などICTの活用による負担軽減を可能とするために、国や事業所と協働して、書類を提出する際のルールと様式の統一を図っていきます。

主要施策2 エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上

生産年齢の減少による介護人材確保が困難な状況の中においても、デジタル化を推進することで、エビデンスに基づき、介護の質を確保し、向上させていくことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護ロボットの活用により適切なケアを実施するとともに、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を推進するため、エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図ります。
- ◇ 介護現場の情報共有、ビックデータの蓄積のためのオンライン化を進めるため、介護現場のインフラとしてのICTの導入を促進します。

構成施策① 介護ロボット等の活用による適切なケアの実施

- 介護ロボットを活用することで、利用者にあった適切なケアを実施できるよう、介護ロボットの導入現場での利用・評価の成果を公表します。
- 利用者の状態の維持・改善状況の評価指標として「未病指標」の介護現場での活用を進めるとともに、「未病指標」の機能向上に向けた精緻化を図ります。
- エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図ります。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
介護ロボット普及推進事業(県)	153	217

構成施策② 介護現場でのICTの導入の促進

- 従来の紙媒体の情報のやり取りを見直し、情報共有やビッグデータを蓄積するためICTを介護現場のインフラとして積極的に導入します。
- 介護保険事業所が厚生労働省の科学的介護情報システムに負担なくデータを提出するとともに、情報システムからフィードバックを受けてエビデンスに基づいた介護サービスを提供できるよう支援します。
- これまで対面で実施していた研修参加を容易とし、幅広く参加可能とするため、オンラインによる研修等の実施を推進します。

【主要事業・再掲分】

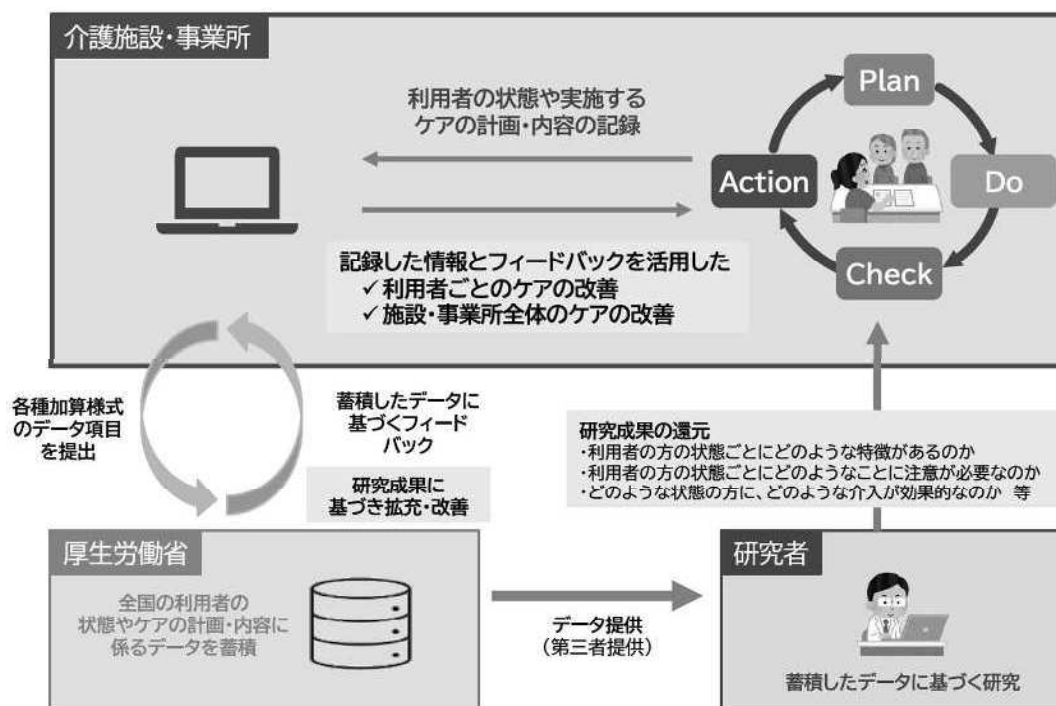
事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
ICT導入支援事業(県)	153	218

キーワード 厚生労働省の科学的介護情報システム「LIFE」

Long-term care Information system For Evidence の頭文字からLIFEとして2021年4月から稼働しています。

介護施設・事業所において記録されているサービスの利用者の状態やケアの計画・内容についてのデータを収集し、蓄積したデータに基づいてフィードバックを行う情報システムです。

介護施設・事業所においてデータを活用したPDCAサイクルが進むことで日々のケアが継続的に改善していくこと、また、蓄積データに基づく研究が進み知見が創出されることを通して、科学的根拠に基づく介護の実践につながることを期待されます。



(出典) 厚生労働省

「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)の活用のための自治体職員向け手引き」

トピック 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業

介護人材の不足が深刻な社会的課題となる中、その解決策の一つとして、高齢者の自立支援の促進、質の高い介護を実現するためのICTや介護ロボットなどのテクノロジーの活用が期待されています。一方で、介護現場では、「どの種類の介護ロボットを選んでよいかわからない」、「現場が忙しく業務改革に取り組めない」といった声も少なくありません。また、開発企業は、より介護現場のニーズに合った製品開発を進めていくことなどが求められています。

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業は、地域における相談窓口の設置、介護ロボットの評価・効果検証を実施するリビングラボ（開発の促進機関）を含む関係機関のネットワークの形成、実証フィールドの整備などを行うことで、全国版プラットフォームを構築し、介護ロボットの開発・実証・普及の流れを加速化することを目指しています。



(出典) 株式会社 NTT データ経営研究所 / 厚生労働省

「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築事業」ホームページ

第5節 市町村が行う取組の支援施策

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援

現状と課題

- 介護保険制度は、その創設から23年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000年度（平成12年度）の約3.8倍の35万8千人に達しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しました。
- 2025年（令和7年）には、団塊の世代がすべて75歳以上となり、2040年（令和22年）には本県の高齢者人口は総人口の33.3%に達し、高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。
- そのため、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態・要支援状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、保険者である市町村は、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが重要です。
- 市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確化し、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステム※を深化・推進していくことが求められています。

目指すべき方向性

- 市町村が、それぞれの地域の実情に応じた自立支援・重度化防止の取組を進められるよう、県は、地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を行い、市町村と課題を共有し、解決のための取組を促すなどして、市町村の保険者としての機能強化を支援します。
- 市町村が行う介護予防事業の充実を図ります。
- 地域包括ケアを担う人材を育成します。

指標

指標	第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合						
		第8期計画			第9期計画		
		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
	計画値	9.7%	10.1%	10.4%	推計中	推計中	推計中
	実績値	9.9%	10.1%	10.3%	—	—	—
	(注)各年度9月末現在						
指標の考え方	要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図ります。						

主要施策1 データを活用した地域分析支援

要介護認定率や一人当たり介護費用、施設サービスと居宅サービスの割合などは地域差があります。高齢化の状況、地理的条件、独居等の家族構成など、それぞれの市町村が地域差の存在について多角的な分析を行い、その結果を踏まえて適切に対応していくことが求められます。県は市町村のこの取組を支援します。

主要施策の方向

◇ 地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を実施し、市町村の保険者機能の強化を支援します。

構成施策① データを活用した地域分析支援

- 地域分析は、認定率や介護給付費に関するデータ等に基づき、地域の現状の把握や将来に関する気付き、検証していくべきと考えられる仮説等を得ていくものです。その継続により、介護保険制度の適正な運営のみならず、地域特性を捉えた地域包括ケア体制の推進に寄与するものです。
- 県は、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、市町村が行う地域分析を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
221	地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析(県)	地域包括ケア「見える化」システムや国保データベース(KDB)システム等のデータを活用し、地域分析を実施します。また、市町村が行う地域分析を支援します。 市町村職員を対象とした研修を実施し、分析結果を市町村と共有します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
市町村職員を対象とした地域分析に係る研修会の開催回数	9回	9回	9回	9回	9回

キーワード 地域包括ケア「見える化」システム

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための厚生労働省が運営する情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

(URL : <https://mieruka.mhlw.go.jp/>)

本システム利用の主な目的は、以下のとおりです。

- ① 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能とする
- ② 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする
- ③ 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる

本システムは、平成27年の本格稼働以降、一部の機能を除いて誰でも利用することができます。住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなることが期待されます。

主要施策2 自立支援・重度化防止の支援

高齢者が健康でいきいきした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の防止を図っていくことが重要です。

主要施策の方向

◇ 市町村が行う自立支援・重度化防止の取組を支援します。

構成施策① 自立支援・重度化防止の支援

○ 広域的な観点から自立支援・重度化防止の取組の推進に向けて人材の養成を行うとともに、地域支援事業及び介護予防サービスの効果的な実施が図られるよう、介護予防市町村支援委員会を開催するなど、市町村の取組を支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業(県)	44	3
介護予防市町村支援事業(県)	85	93
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における通いの場への伴走支援事業(県)		94
介護・認知症未病改善プログラム事業(県)	123	164

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
住民主体の通いの場の参加者数	71,233人 (見込み)	93,200人	101,500人	102,900人	104,300人
住民主体の通いの場等で活躍するボランティア・専門職向け研修の修了者数	初任者研修	78人	150人	150人	150人
	リハビリテーション専門職向け基礎研修	84人	150人	150人	150人

主要施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援

関係機関や団体、ボランティアが連携し、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行うとともに、医療と介護の連携を強化し、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う、地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

主要施策の方向

◇ ICTも活用し、地域包括ケアを担う人材を育成します。

構成施策① 地域包括ケアを担う人材の育成

○ 県は、地域包括支援センター*が円滑に運営できるよう、県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」の開催や、地域包括支援センター職員研修の実施などにより支援するとともに、地域における医療と介護等の連携ネットワークづくりを支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
222	在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助	在宅医療関係者の多職種連携研修や在宅医療の処置やケアなどのスキル向上に向けた研修等に必要な経費に対して補助することにより、在宅医療を担う人材を育成し、県内の在宅医療を支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域包括支援センター職員等養成研修(県・指定都市)	44	1
地域ケア多職種協働推進事業(県)		2
生活支援コーディネーター*研修(県)	56	15

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域包括支援センター職員養成研修(現任者研修)の修了者数(再掲) (本掲はP45)	176人	200人	200人	200人	200人

柱2 介護保険給付適正化の取組への支援

現状と課題

- 介護保険制度は、その創設から23年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000年度（平成12年度）の約3.8倍の35万8千人に達しています。
- 質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用するしくみを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要です。
- 介護（予防）給付を必要とする受給者が、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促す必要があります。
- 保険者である市町村は、発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的・積極的に取り組む必要があります。

目指すべき方向性

- 適正化事業の実施主体である保険者と、広域的視点から保険者を支援する県、介護給付適正化システムなどにより適正化事業の取組を支える神奈川県国民健康保険団体連合会の三者が、相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、一体的に介護保険給付適正化に取り組みます。
- 県は、神奈川県国民健康保険団体連合会と連携、協力して、市町村が行うケアプラン点検等介護給付適正化の取組を支援します。

指標

指標	適正化主要3事業*の県内市町村における実施率			
	項目		R3 実施率	R8 目標
	主要 3事業	要介護認定の適正化	97%	100%
		ケアプランの点検	82%	100%
医療情報との突合・縦覧点検		100%	100%	
※ 適正化事業は令和6年度より3事業に再編				
指標の考え方	県内市町村における適正化事業の着実な実施に向けた支援を推進することで、適正化主要3事業の県内市町村実施率を2026年度（令和8年度）末までに100%とします。			

主要施策 1 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことです。

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

➤ 介護給付適正化に向けた役割

実施主体	主な役割
国	指針の策定、事業の実施に必要な情報やデータの提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直しの検討などの支援
県	計画の策定、指導・監査の実施及び保険者が実施する事業に対して地域の実情に応じた支援
市町村 (保険者)	地域の実情に応じた主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検・住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合）などの実施
県国保連	介護給付適正化システム（介護給付等の審査支払業務を通して得られる給付実績データを活用、加工することにより、不適切・不正の可能性がある請求を抽出するシステム）による保険者への情報提供や苦情処理業務などの実施

➤ 市町村（保険者）の取組（主要3事業）

市町村は、地域支援事業の任意事業を活用した介護給付適正化に取り組みます。

区分	内容
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。
ケアプランの点検 住宅改修等の点検 福祉用具購入・貸与調査	利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目して保険者がケアプランの点検を実施します。 住宅改修について、保険者が請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。 また、保険者が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。
縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 また、保険者が入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。

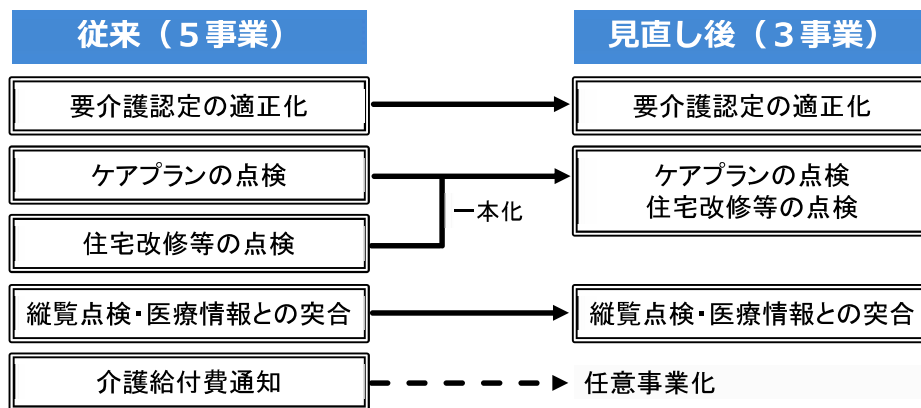
解説 介護給付適正化主要事業の見直しについて

介護給付適正化については、厚生労働省の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、県及び各保険者において「介護給付適正化計画」を策定し、取り組んできました。

これまで、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」を主要5事業として位置づけ、各保険者において、その実施に取り組んできたところです。

こうした中、令和4年12月に取りまとめられた国の社会保障審議会介護保険部会意見書において、「介護給付費の地域差改善と給付適正化は、相互に関係し合うものであり、一体として進めていくことが重要である。」「給付適正化の取組を推進する観点から、介護給付適正化主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要である。その際、都道府県ごとに不合理な地域差の改善や給付適正化に向けて管内保険者と議論を行う場で議論を行うこととし、保険者を支援することが必要である。」と整理されました。

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図ります。



➤ **県の取組**

県は、国の指針や市町村の取組目標等を参考に、県国保連と連携し、市町村の介護給付適正化の取組を支援します。

介護サービス事業者に対する指導・監査を実施するとともに、より効果的・効率的に取組を進めていくための手法の検討や先進的な取組事例等を情報収集し、市町村と共有化します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
223	介護給付等費用適正化事業(市町村)	介護給付適正化主要3事業を実施します。
224	介護給付適正化推進特別事業費国保連補助(県)	神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている「縦覧点検・医療情報との突合」に対し補助金を支出し、国保連介護給付適正化システムを活用して事業内容の拡充(事業実施月数、縦覧点検帳票の拡大等)を図るなど、効果的・効率的な事業を実施する保険者を支援します。

第2章 施策の展開

第5節 市町村が行う取組の支援施策

第3章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 新たな動きへの対応と
社会福祉審議会等への報告
- 4 第8期かながわ高齢者保健福祉計画の
評価(令和5年12月時点)

1 推進体制

(1) かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会

計画の改定に向けての検討及び計画に掲げた施策・事業の評価を行い、計画の効果的、効率的な推進を図ります。

[構成員] 県民、医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

(2) 福祉21推進会議

庁内関係局で構成する本会議において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

[構成員] 副知事、関係局長

(3) 市町村介護保険・高齢者福祉主管課長会議

市町村の策定する「老人福祉計画^{*}・介護保険事業計画^{*}」の取組を支援するとともに、市町村における取組状況を踏まえながら「かながわ高齢者保健福祉計画」を推進します。

[構成員] 県関係課職員、保健福祉事務所職員、市町村職員

(4) 地区保健医療福祉推進会議

保健福祉事務所に設置する地区保健医療福祉推進会議において、施策の広域的連携等、必要な調整を図ります。

[構成員] 保健福祉事務所長、医療関係者、福祉関係者、市町村職員等

(5) 地域包括ケア会議

県全域及び保健福祉事務所等の圏域単位で、地域包括ケアシステム^{*}の構築や医療と介護の連携について、広域的な課題等の抽出やその対応策等の検討を行い、各市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。

[構成員] 医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

(6) 神奈川県認知症施策推進協議会

本県における認知症対策全般の推進について検討します。

[構成員] 医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、毎年度、計画に位置づけた施策・事業の実施状況及び達成状況について調査・分析を行うとともに、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会において実績に関する評価を行い、評価結果をホームページで公表します。

また、評価結果を踏まえ、事業の改善等を行い、計画の効果的、効率的な推進を図るとともに、次期計画に生かしていきます。

3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

国の施策動向など状況の変化を踏まえて、計画の施策を展開します。

その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議等で調整を図るとともに、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。

4 かながわ高齢者保健福祉計画（第8期）の評価

計画に掲げた施策・事業は、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において評価いただいています。

計画策定時点では第8期計画期間（2021年度～2023年度）が満了していないため、計画期間全体の評価は未定ですが、第9期計画（2024年度～2026年度）の策定にあたっては、これまでの施策・事業を評価し、対策・改善することが必要です。

そこで計画策定時点での評価を「第2章 施策の展開」の構成に基づいて記載します。

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり 関係

柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの、7割程度の事業が目標を達成又は概ね目標値を達成したとしており、コロナ禍にあっても着実に取り組みを進めた。

【地域包括支援センター*職員等養成研修】

オンライン開催により、目標以上を達成したものの、専門職員等派遣研修については、新型コロナウイルス感染症により会議が中止となった影響で目標値を下回った。市町村での専門職の不足が課題であり、引き続き取り組みを進めていく必要がある。

【医療と介護の連携の強化】

概ね順調に事業が実施できた。一方で、今後も在宅医療のニーズがさらに増加していくことから訪問看護師に必要な研修を継続的に実施し、在宅医療に対応できる訪問看護師の増員を図るなど、在宅医療の推進に向けた効果的な取り組みを検討していく必要がある。

【地域での支え合いの推進】

民生委員・児童委員の活動が新型コロナウイルス感染症の影響により制限された。感染防止対策を踏まえた訪問活動等を継続していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響により、目標を達成できなかったものがある一方、オンデマンド配信などの工夫により予定どおり開催できたものもあり、今後も新しい生活様式に対応した工夫をしていく必要がある。

【NPO*・ボランティア等との協働】

ボランティアセンターの設置主体への補助を通じて、ボランティア等の活動の促進に向けた支援を行った。高齢者の社会参加の場として、また、総合事業の多様な生活支援サービスの担い手として、NPOやボランティアの役割は重要であり、引き続き活動環境の整備に取り組む必要がある。

【ケアラー（介護者）への支援】

県庁内にケアラー支援庁内連絡会議を設置の上、2回会議を開催し、ケアラー支援の方向性等について検討した。

【多様な住まいの確保】

順調に進捗しているが、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、登録戸数の増加に伴い、今後は住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく必要がある。

柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進 関係

【総評】

個別事業は概ね順調に進捗した一方、計画目標値である高齢者虐待防止関係職員研修の受講者数・開催回数は新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値に届かなかった。

【高齢者虐待防止対策の推進】

新型コロナウイルス感染症の影響により参集型の開催が困難である中、オンライン研修を実施した。また、看護職員研修は、感染症対策や権利擁護についてのカリキュラムを重点的に実施するとともに、徹底した感染防止対策や、一部 web 開催を取り入れたことで、目標値は下回ったものの養成につながった。

【権利擁護のしくみの充実】

町村で市民後見人養成が進んでいないため、市民後見人養成基礎研修の実施により、市民後見人養成に向けた支援を行う必要がある。

柱3 安全・安心な地域づくり 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの参考指標である、「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」に関する満足度が目標値を達成、計画目標である、災害時における市町村と高齢者施設等との協定も概ね順調に進捗するなど、コロナ禍にあっても着実に取り組みを進めた。

【地域における見守り体制の充実】

地域警察による巡回連絡や通常勤務を通じ、高齢者に対して犯罪被害や交通事故に遭わないための防犯指導、助言等を行っていますが、依然、特殊詐欺等の被害や交通事故に遭う高齢者が多いため、巡回連絡を継続して防犯指導・助言等行う必要がある。

【バリアフリーの街づくりの推進】

全体的に順調に進捗しているが、幅広歩道の整備延長については、用地の取得を伴うため、関係地権者から理解を得るのに時間がかかるなどの課題がある。

【事故や犯罪被害などの防止】

県内の刑法犯認知件数は平成14年度以降、減少傾向を示しており、犯罪全体の抑制対策は順調に進捗している一方、特殊詐欺に関しては認知件数が依然、高水準で推移していることから、今後も固定電話機対策やSNSを活用した特殊詐欺の情報提供等を行うとともに、高齢者等の防犯意識を醸成する機会を継続して提供することが求められている。

【災害時の要配慮者への支援の推進】

計画目標である災害時における市町村と高齢者福祉施設等との協定は目標未達となっているが、新型コロナウイルス感染症拡大下だったことが影響していると考えられる。引き続き、未締結の施設に対して協力を呼び掛けていく必要がある。

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり 関係

柱1 未病改善の取組の推進 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの着実に取り組みを進め、参考指標である、第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合は計画値を下回った。

【地域の多様な主体による「介護予防事業」の推進】

市町村介護予防事業支援のための人材育成事業研修が、オンラインで行ったこともあり、参加者数は目標を下回った。今後、周知方法や期間を含め、研修内容をブラッシュアップし、介護予防市町村支援事業を進めていく必要がある。

【健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組】

新型コロナウイルス感染症の影響により、普及啓発のイベントが中止になるなど、事業展開が制限された。オンラインによる研修等の実施、動画配信による講義など工夫して実施しているが、新しい生活様式にも対応する事業運営を充実させていく必要がある。

柱2 社会参画の推進 関係

【総評】

計画目標である「シニア・ジョブスタイル・かながわ」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率が目標値を上回るなど着実に取り組みを進めた。

【地域共生社会の実現に向けた活動への支援】

若手高齢者や未加入高齢者に老人クラブ活動に関心を持ってもらえるよう、積極的な情報発信を行うなど、加入促進を図る必要がある。

柱3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進 関係

【総評】

共生共創事業の公演等の参加者数及び高齢者のスポーツ等の交流大会である、かながわシニアスポーツフェスタの参加者数はコロナ禍であってもおおむね順調に進捗するなど、着実に取り組みを進めた。

【共生共創事業】

コロナ禍という制約の中で、高齢者や障害者等が出演する演劇やダンス作品を動画配信することで多くの方の視聴につながった。また、かながわシニアスポーツフェスタは、コロナの影響により、31種目のうち10種目が中止となったが、目標値の4,000人に対し、3,645人が参加し、実績値は91.1%だった。

【活動・交流の場の提供】

学校の施設開放を新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止としたが、高齢者の健康づくりの講座（ゆめクラブ大学）等をオンラインで開催するなどの取組みを進めた。

第3節 認知症とともに生きる社会づくり 関係**柱1 認知症施策の総合的な推進 関係****【総評】**

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったもの計画目標である認知症サポート医^{*}の養成者数が目標値を達成するなど、コロナ禍にあっても着実に取組みを進めた。

【普及啓発・本人発信支援】

新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった普及啓発事業があったものの、認知症疾患に係る相談、訪問支援を着実に実施した。

【認知症未病改善】

地域におけるコグニサイズ指導者数の目標は達成した。今後も、これまで養成した講師役のスキルアップ、参加者の定着・継続を支援する取組をさらに強化していく必要がある。

【医療・ケア・介護サービス・介護者への支援】

計画目標に掲げた認知症サポート医の養成数は、2018年度の診療報酬改定において、認知症サポート医による認知症診療上の指導・助言への加算が新設されたことなどにより、目標値を上回る実績となった。

【認知症バリアフリーの推進・地域支援体制の強化・若年性認知症の人への支援】

計画目標である「チームオレンジ」を設置している市町村数は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を実際に行うことが難しい状況が続いたため、目標を達成することができなかった。今後は、チームオレンジ市町村伴走支援事業により未設置市町村への支援を進めるとともに、設置後の取組活性化を図る必要がある。

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり 関係

柱1 介護保険サービス等の適切な提供 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの、介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営に努めるとともに、介護保険審査会の開催や低所得者対策などを進めた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所開設予定者を対象とした開設者向け説明会や、介護サービス調査事業の訪問調査が中止となった。コロナ禍における研修等については、感染防止対策を徹底した上での開催や、オンラインでの実効性のある開催などを検討する必要がある。

柱2 人材の養成、確保と資質の向上 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの、感染症対策を講じるなどの工夫により、介護人材の養成を進めた。

【保健・医療・福祉の人材の養成】

介護サービス相談員現任研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設への派遣事業が休止しており、受講者が目標に達しなかった。

【介護人材の確保・定着】

かながわ福祉人材センターにおいて新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、就職相談会やキャリア支援専門員によるきめ細やかな相談対応、就労支援などを行った。

【保健・医療・福祉の人材の資質の向上】

新型コロナウイルス感染症の影響により実地研修受入れ病院、施設の減少、参加者の減少、研修の中止などにより進捗に遅れがあった。一方、一部の研修をオンラインで実施するなど、コロナ禍にあっても取組みを進めた。

柱3 介護サービス提供基盤の整備 関係

【総評】

計画目標である、特別養護老人ホーム^{*}、介護老人保健施設^{*}等の整備計画はコロナ禍にあっても取組みを進め、概ね順調に進捗するなど、サービス提供基盤の整備を進めた。

【介護保険施設^{*}等の整備】

特別養護老人ホーム等の整備については、概ね計画どおり順調に進捗したが、介護老人保健施設については、1市において募集を行ったものの、募集がなかったため、市の判断により第8期中の整備は現時点では実施しないこととなった。

新型コロナウイルス感染症のまん延など、特殊な事業はあるものの、地域のニーズを踏まえての計画であるため、今後の状況を注視していく必要がある。

【介護サービス事業所における災害や感染症に対する対応力の強化】

高齢者福祉施設等職員に対しオンラインで感染症対策に関する研修等を実施するとともに、社会福祉施設等応援職員派遣支援事業により、新型コロナウイルス感染症が発生した民間社会福祉施設等に対し、応援職員を円滑に派遣することで施設の機能維持を図ることができた。

柱4 介護現場の革新 関係

【総評】

参考指標である生活支援ロボットの導入施設数が目標値を上回るなど、着実に取組みを進めた。

【介護ロボット・ICTを活用した介護職員の負担軽減】

介護ロボット公開事業所の見学者数、介護ロボット導入支援補助台数とも目標値を越え、介護ロボットの周知及び導入が進んだ。また、生活支援ロボットについては、新型コロナウイルス感染症対策をした上で、「ロボット体験施設」の運営及び「生活支援ロボットのモニター制度」に取り組み、ロボットを身近に感じ、具体的なイメージ・有効性を感じてもらい、導入につながる一定の効果を果たした。

【エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上】

公募型ロボット実証実験支援事業の応募件数を増やしていく必要がある。

【デジタル化等による業務効率化の推進】

新型コロナウイルス感染流行下において、各種支援金、補助金の交付申請等を電子化するなどの取組みを進めた。

第5節 市町村が行う取組の支援施策 関係

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画目標として設定した研修会が中止となるなど、一部の事業で進捗に遅れがみられたものの、介護予防市町村支援委員会の開催など着実に取り組みを進めた。

【データを活用した地域分析支援】

計画目標である市町村職員を対象とした地域分析に係る研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、圏域別の開催はできず、オンライン形式による全市町村対象の開催のみとなった。圏域別の中止により、個別市町村に対する支援や意見交換はできなかったが、全市町村対象の研修では分析手法をテーマに市町村職員のスキルアップを図った。

【自立支援・重度化防止の支援】

計画目標である介護予防市町村支援委員会の開催数、住民主体の通いの場等で活動するボランティア・専門職向け研修の修了者数はコロナ禍であっても取り組みを進め、目標値を達成した。

【地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援】

在宅医療施策推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により複数の会議、研修会が中止となった。今後、在宅医療のニーズがさらに増加していくことから、在宅医療の推進に向けた効果的な取組を検討する必要がある。

柱2 介護保険給付適正化の取組への支援 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画目標として設定した研修会の開催が目標値を下回ったものの、オンラインでの全体研修を開催するなどの取り組みを進めた。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当初は全体研修と圏域別研修の開催を予定していたが、オンラインでの全体研修1回の開催に留まった。

市町村間の情報交換の場の提供や市町村職員研修の回数増など、引き続き市町村の効率的・効果的な介護給付適正化事業の実施に向けた支援を行う必要がある。

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

電 話 045-210-4835

ファクシミリ 045-210-8874

2024 年（令和 6 年）年〇月発行

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-4835 (直通)